

2022年度

「民間主導による低炭素技術普及促進事業／
低炭素技術による市場創出促進事業（実証前調査）」
に係る公募要領

2022年3月22日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部地球環境対策推進室

【受付期間】

2022 年 3 月 22 日 (火)～2022 年 5 月 10 日 (火) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出書類の提出（4）提出書類」）のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/z6hp3cb8czml>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルの形式については、公募要領の指示に従ってください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

２０２２年度「民間主導による低炭素技術普及促進事業／
低炭素技術による市場創出促進事業（実証前調査）」に係る公募について
（２０２２年３月２２日）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、２０２２年度「民間主導による低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証前調査）」を実施する予定です。本件の受託を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

本件は、２０２２年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

１． 件名

民間主導による低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証前調査）

２． 事業概要

（１） 背景／目的

我が国の温室効果ガスの排出量は、全世界の３．２％程度（エネルギー起源ＣＯ２、２０１８年時点）であり、地球温暖化対策には、国内対策に加えて海外での取り組みが重要です。我が国が２０１５年１２月に採択されたパリ協定を踏まえて２０２１年１０月に提出した「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」においては、温室効果ガスを２０３０年度において４６％削減（対２０１３年度比）という目標を掲げており、二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）については、「官民連携で２０３０年度までの累積で、１億ｔ－ＣＯ２程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。」としています。２０２１年１０月に閣議決定した「エネルギー基本計画」や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等においても、国内における温室効果ガス削減を実現して世界全体の排出削減に貢献していくことはもとより、我が国の強みである技術力をいかして、市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を通じて、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国際展開を促進するとともに、優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じて途上国等における温室効果ガス削減・吸収に貢献し、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献することが期待されています。

京都議定書では、先進国にのみ温室効果ガスの排出削減目標を課していましたが、パリ協定では、途上国も含めて各国がNDCを掲げ、脱炭素化の動きが加速しており、我が国の優れた低炭素技術・システムによる海外での温室効果ガス排出削減のポテンシャルは高まっています。また、２０１９年１１月には、我が国主導でASEAN地域への低炭素技術の普及展開及びクリーンエネルギー転換を支援する官民イニシアティブであるCEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）が発足し、ビジネス環境整備を推進しています。

そこで本事業では、我が国の優れた低炭素技術・システムの普及拡大及び地球規模での温室効果ガス削減を目的として、JCM等を活用して海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、国際貢献として示していきます。また、並行して相手国の政策連携や

制度整備を国とNEDOが連携して取り組むことで、当該技術・システムの普及拡大を図り、もって世界全体の温室効果ガス排出削減に繋げ、パリ協定達成に貢献することとします。

(2) 事業の流れ

「民間主導による低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業」は、実証前調査、実証事業及び定量化フォローアップ事業の3つのフェーズから構成され、委託事業として実施します。本件では実証前調査を対象に公募を行います。

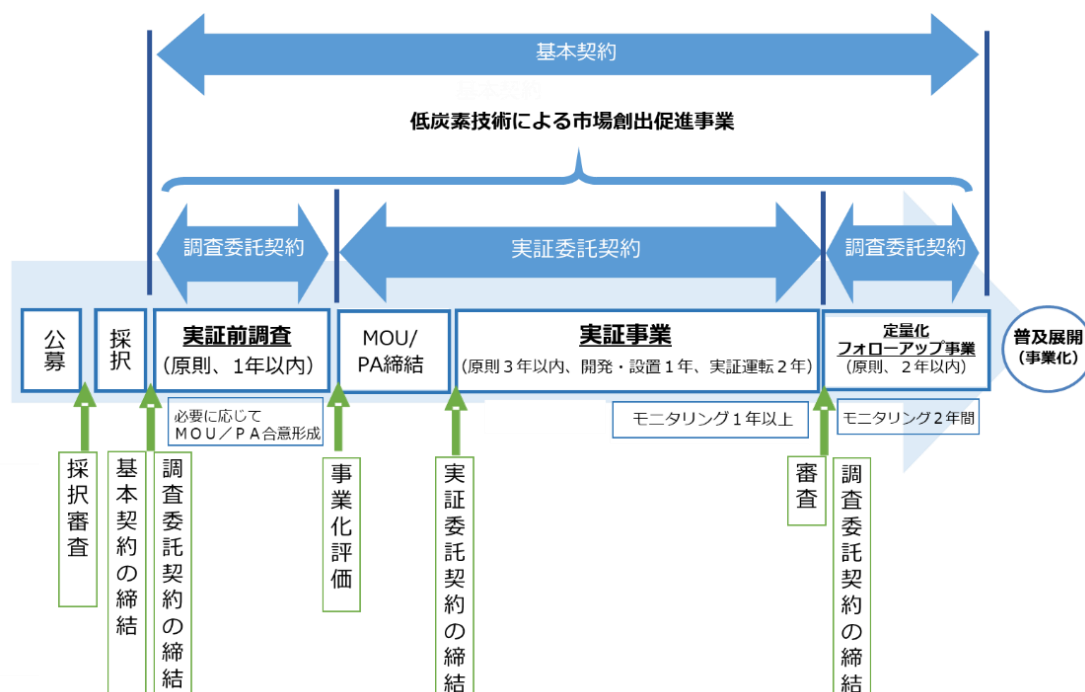
実証前調査の実施に当たり、NEDOとNEDOの委託先は、実証前調査に関する調査委託契約に加え、実証前調査と実証事業を包括する基本契約を締結します。また、定量化フォローアップ事業も実施する場合は、定量化フォローアップ事業に関する調査委託契約も含めて、基本契約を締結します（定量化フォローアップ事業のご提案は任意）。

実証前調査の実施結果については、外部有識者による事業化評価委員会及びNEDO内の契約・助成審査委員会による審査を行い、実証事業の実現可能性及び技術・システムの普及性が高く認められた場合に限り、実証事業に移行します。

実証事業の実施に際し、NEDOは、実証事業の推進のため、当該事業を所管する相手国政府機関等（カウンターパート）との間で合意文書（仮に、「MOU」（Memorandum of Understanding）という。）を締結し、また、NEDOの委託先は、相手国企業等との間で実証事業実施のための契約文書（仮に、「PA」（Project Agreement）という。）を締結します。NEDOとNEDOの委託先は、MOU及びPAを締結した後、実証事業を実施するための実証事業委託契約を締結します。NEDOの委託先は、PAに基づき相手国企業等と共同で事業を実施します。

なお、実証事業終了後も着実に温室効果ガス排出削減効果が見込まれると認められた事業については、定量化のためのモニタリングと技術・システムの普及に係る活動を行い、我が国の国際貢献量として情報発信する定量化フォローアップ事業を実施することができます。

<スキーム図>



1) 実証前調査

実証前調査では、実証事業を実施する上で必要となる実証計画の策定、普及の蓋然性、温室効果ガスの排出削減効果及びその定量化手法（JCM方法論等）等について調査し、実証事業の実現可能性や実証事業終了後の技術・システムの普及可能性等を検討します。また、PAについて、締結先候補の相手国企業等から事前の合意を取り付けます。なお、具体的な実施内容・項目については仕様書（ひな形）を御確認ください。

〔実施期間〕 NEDOが指定する日から原則1年以内

〔実施規模〕 1件当たり40百万円以内（税込）

2) 実証事業

NEDOは相手国政府機関等とMOUを締結し、NEDOの委託先は実証事業実施のために相手国企業等とPAを締結した上で、実証事業を実施します。実証事業では、実証設備・システムの導入・実証運転を行い、温室効果ガス排出削減効果の定量化、JCM手続き等に取り組みます。具体的な実施内容・項目については仕様書（ひな形）を御確認ください。

〔実施期間〕 NEDOが指定する日から原則3年以内（開発・設置1年、実証運転2年、モニタリング1年以上^(※)。案件毎の調整は可）

〔実施規模〕 1件当たり1,000百万円以内（税込）

(※) 温室効果ガス排出削減量を算出する期間。

3) 定量化フォローアップ事業

実証事業終了後、着実な温室効果ガス排出削減が見込まれる事業について、MRV（Measurement, Reporting and Verification）と技術の普及に係る活動を継続し、我が国の国際貢献量として情報発信するものです。具体的な実施内容・項目については仕様書（ひな形）を御確認ください。

〔実施期間〕 NEDOが指定する日から原則2年以内

〔実施規模〕 1件当たり50百万円以内（税込）

上記1)～3)について、調査及び事業開始後、不可避な事情が起きNEDOが認めた場合には、実施期間を延長することができます。

(3) 対象案件

想定される実証事業は、以下の要件を満たすものとします。

- ① 実証する技術は、提案者が有する日本の低炭素技術・システムであり、かつ相手国において当該技術・システムを普及させるための技術的な課題（以下、「技術課題」という。）があり、その克服のために実証事業が必要であること。
- ② 当該技術・システムの相手国での普及に際し、適正な事業環境が整うために必要又は有効な制度・規制・規格等が想定でき、日本政府と連携してそれらの整備等に取り組むことで、我が国の低炭素技術・システムの普及拡大が期待できること。ただし、単なる規制緩和や相手国からの助

成の実現を期待するものを除く。

- ③ 地球温暖化対策として、実証事業によって温室効果ガス排出削減効果が定量化(*1)し得るものであり、実証事業及び普及期間において大規模な温室効果ガス排出削減効果が期待できるもの。
- ④ 当該技術・システムの普及戦略が具体的かつ実現可能性の高いものであること。
- ⑤ ①で示された技術課題を克服する有効な手段として、適切に実証計画が作成されていること。
- ⑥ NEDOの「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」(2022年3月改訂)(予定)(*2)に基づき、対象事業のリスク管理シートの検討・作成が適切に行われていること。

(*1) 定量化とは、温室効果ガス排出削減効果(量)を計測・算定、数値化すること、及びその手法を特定・開発することを指す。

(*2) 国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン

http://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100133.html

(4) 対象国／地域

JCMパートナー国(*1)、及び地球温暖化緩和策として以下(5)の対象分野に関する実証事業が有効な国／地域を対象とします。

ただし、現地への渡航については、外務省海外安全情報(危険情報及び感染症危険情報)が原則レベル1に下がるまで渡航を控えることが前提となりますが、調査地域の経済活動再開の実態や自社判断を踏まえて、必要な場合はNEDOへ相談してください。また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、実証前調査への影響について十分に精査するとともに、NEDOと緊密に協議を行いつつ、実施計画を柔軟に遂行してください。(*2 *3)。

(*1) JCMパートナー国 (https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/index.html)

(*2) 危険情報レベルが2以上である場合には、原則危険情報レベルが1に引き下げられるまで、又は十分な対策により安全が確保できることが確認されるまで、現地への出張を中断していただくことがあります。危険情報レベルの1への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止していただく場合があります。なお、委託事業者の安全対策に関する規定が本規定と異なる場合は、個別に対応を協議します。

(*3) 本事業では、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等(以下「企業等」という。)又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国(国連武器禁輸国・地域)(輸出貿易管理令別表第3の2)及び懸念3か国(輸出貿易管理令別表第4)に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は対象外とします。 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html>>

(5) 対象分野

我が国が相手国側と協力しながら優位性を発揮し得る、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する低炭素技術・システムのうち、以下を対象とします。

- ・ 各分野における ICT 等を用いた効率化・最適化に資する低炭素技術・システム
- ・ 先端技術等を用いたエネルギー利用の高度化に資する低炭素技術・システム

- ・ 発電・送配電分野における高度化制御等により最適化・安定化等に資する低炭素技術・システム

(6) 提案を可能とする温室効果ガス排出削減効果基準

大規模な温室効果ガスの排出削減に資する観点から、実証事業のモニタリング期間で 1,000t-CO₂ 以上の JCM クレジットが発行可能であり(※)、かつ実証事業終了後の普及展開期間で年間 10,000t-CO₂ 以上の排出削減効果が見込まれる案件のみを提案可能とします。

(※) JCM パートナー国以外での提案については、実証事業のモニタリング期間で JCM ガイドライン等に基づいた方法論を用いて、1,000t-CO₂ 以上の温室効果ガス排出削減効果が見込まれるものとします。

(7) 採択件数（実証前調査）

今回の公募では、事業予算の状況に応じて、採択基準を満たした案件を 2 件程度採択する予定です。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、以下の全ての条件、「基本計画」及び「2022年度実施方針」に示された内容を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

企業等が単独に応募する場合は、実証事業の技術課題の克服、当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していることが必要です。

共同提案の場合は、実証事業の技術課題の克服を担う企業等を必ず共同提案先に含め、必ず本調査の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割を明確にしてください。なお、委託事業者からの再委託は原則不可とします。やむを得ず再委託する場合は合理的理由を提示していただきます。

① 日本法人（登記法人）であること。ただし、以下の条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとします。

i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。ただし、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDOが適当と認める日本法人の海外現地法人(*)であること。

ii. 日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、幹事法人は日本法人であること。

iii. 国内代理人の選任

海外現地法人とNEDOの間の各種書類の授受、NEDOの検査及び評価等への対応のため、海外現地法人が共同提案者である日本法人を委託事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の委託事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

iv. その他

契約約款並びに契約決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、契約約款に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、契約約款に定める通貨は日本円とする。

なお、相互の意見の疎通を図るため、契約約款で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDOと外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

- ② 当該技術・システムについての事業実績を有し、かつ、実証事業目標達成及び実証計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ③ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- ④ NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 企業等が単独で応募する場合は、実証事業の技術的要素、当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑥ 当該実証事業の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、幹事法人が定められ、各企業等間の役割と責任の分担が明確化され、当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑦ NEDO及び経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置等に該当していないこと。

(*) 現地の法制度等によっては、日本法人が議決権付株式の過半数を保有することが困難な場合があります。その場合、提案者たる日本法人が、会社法施行規則にある財務及び事業方針の決定を支配している法人又はそれに準じる法人であれば、①i. に示す条件を満たしていると判断します。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

※応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせします。

2022年5月10日（火）正午アップロード完了

なお、NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO公式 Twitter : <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

Web 入力フォーム：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/z6hp3cb8czml>

(3) 提出方法

- ・ (2) 提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑤を入力していただき、②⑥・②⑦をアップロードしてください。②⑥にアップロードするファイルは、PDF 形式で1 ファイルのみ、②⑦でアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、(4) 提出書類の「提出書類チェックリスト (別添1)」に記載のファイル形式に変換の上、1 つのファイルにまとめてください。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。
- ・ 提出された提案書をNEDOが受理した際には、提案書に記載された連絡担当者宛（複数の企業等が共同で提案する場合は、幹事法人の連絡担当者宛）に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案事業名（日本語）
- ②提案方式（単独提案 or 共同提案）
- ③幹事法人名称（日本語）
- ④幹事法人連絡担当者氏名（姓と名の間にスペース必要）
- ⑤幹事法人連絡担当者所属部署・職位名
- ⑥幹事法人連絡担当者所属住所
- ⑦幹事法人連絡担当者電話番号（ハイフン（－）不要）
- ⑧幹事法人連絡担当者E メールアドレス
- ⑨共同提案法人名称（日本語）（1）
- ⑩共同提案法人名称（日本語）（2）
- ⑪共同提案法人名称（日本語）（3）
- ⑫共同提案法人名称（日本語）（4）
- ⑬対象国／地域（名称を記載）
- ⑭対象分野（以下から該当する対象分野を選択）
 - 1) 各分野における ICT 等を用いた効率化・最適化に資する低炭素技術・システム
 - 2) 先端技術等を用いたエネルギー利用の高度化に資する低炭素技術・システム
 - 3) 発電・送配電分野における高度化制御等により最適化・安定化等に資する低炭素技術・システム
- ⑮提案概要（100文字以内）
- ⑯技術上の特徴（技術的なポイント）（300文字以内）
- ⑰利害関係者（該当なしの場合は「なし」と記載）（※）
- ⑱実証前調査 提案額（実証前調査の提案額（円単位）を記載）
- ⑲実証事業 提案額（実証事業の提案額（円単位）を記載）

- ⑳ 定量化フォローアップ事業 提案額（定量化フォローアップ事業の提案額（円単位）を記載。該当なしの場合は「なし」と記載）
- ㉑ 提案額総額（⑱から㉐の提案額総額（円単位）を記載）
- ㉒ 実証事業で期待される温室効果ガス排出削減 JCM クレジット発行量（t-CO₂ を記載）
- ㉓ 実証事業終了後の普及期間で期待される温室効果ガス排出削減量（t-CO₂/年を記載）
- ㉔ 備考（共同提案者が4者以上の場合はこちらに必要情報を記載）
- ㉕ 初回の申請受付番号（再提出の場合のみ該当）
- ㉖ 提案書要約・提案書（(4) 提出書類のうち、提案書要約（別添2）、提案書（別添3）をこの順番で1つのPDFにまとめてアップロード、最大100MB）
- ㉗ その他提出書類（(4) 提出書類のうち㉖にて提出した以外の書類を1つのZipファイルにまとめてアップロード、最大100MB）

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①提案事業名、③幹事法人名称、⑩・⑪・⑫共同提案法人名称、⑮提案概要、⑯技術上の特徴（技術的なポイント）を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。⑯技術上の特徴（技術的なポイント）については、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑰利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、実施責任者について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
 〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
 〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類

- 提出書類チェックリスト（別添1）
- 提案書要約（別添2）
- 提案書（別添3）
- 実証事業積算内訳（別添4）
- リスク管理シート（別添5）（様式は9.に記載の窓口にお問い合わせください。）
- 経済性評価関連資料（別添6）
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添7）
- Study Summary（別添8）
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添9－1、9－2）
- 最新の代表者事項証明書の写し（履歴事項証明書、現在事項証明書でも可）
- 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）の写し（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）

※必要に応じて、以下も併せて添付してください。

- 会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書。提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がない場合のみ。）
- 疑義文書（NEDOから提示した契約書雛形に疑義がある場合のみ）

【中小／ベンチャー企業で提案書に添付すべき書類・データが存在しない場合】

- ・ 事業報告書が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績が分かるA4 4枚程度の説明資料を作成の上、提出すること。会社概要を事業報告書として提出することは認めません。
- ・ 財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出すること。

【共同提案条件を満たす外国法人が提案者に含まれる場合】

- ・ 会社案内・直近の事業報告書について、共同提案者の国内代理人のものと異なる外国法人自身の会社案内・事業報告書が英文もしくは和文で存在する場合は提出すること。
- ・ 現地国法規制等により、外国法人の直近3年間の財務諸表の提出に条件が伴う場合は事前に公募事務局まで相談すること。

(5) 提案にあたっての留意事項

1) 次のいずれかの項目に該当する提案書は受理できません。

- ① 日本政府及び関係機関による公的資金事業等で既に採択されている調査と全部あるいは一部の内容が重複するもの。
- ② 自社等での基礎的調査が済んでおらず、実証事業の日本側の実施体制、相手国企業等の選定、技術課題等が未確定なもの。

- ③ 実証事業対象案件実施に当たって必要となる環境社会への配慮が不十分なもの。
 - ④ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書
 - ⑤ 不備がある提案書
- 2) 提案書は日本語で作成してください。
 - 3) 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
 - 4) 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
 - 5) 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
 - 6) 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
 - 7) 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
 - 8) 受理後であっても、応募要件を満たさないことが発覚した場合は、提案が無効となる場合があります。
 - 9) 無効となった提案書その他の書類は、NEDOで破棄させていただきます。
 - 10) 提案書類の「リスク管理シート(別添5)」については、メールにて様式を送付します。応募を検討されている方は、9.に記載の窓口に送付希望の旨、ご連絡ください。
 - 11) 「直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表」については、直近3年分をまとめて1つのPDFファイルにしてアップロードしてください。

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、実証事業の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

6. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

- ① 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ② 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に委託先を決定します。
- ③ 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- ④ 特に採択審査委員会では、審査委員の前で短時間の発表と質疑応答をお願いする場合があります。複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきますので、日程の調整に御協力をお願いいたします。
- ⑤ 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

<採択審査委員会の審査基準>

審査項目	審査ポイント
1) 要件審査 ・提案内容が公募要領に示された条件に合致していること。	① 提出書類に不備がないこと。 ② 提案者が「3. 応募要件」をすべて満たす法人であること。 ③ 実証事業の対象国／地域及び対象分野が公募要領で示す内容を満たしていること。 ④ 「2. 事業概要(6) 提案を可能とする温室効果ガス排出削減効果基準」を満たしていること。 ⑤ 実証前調査提案時で実証事業及び定量化フォローアップ事業の日本側の実施体制が定まっており、サイト場所等を含む相手国企業等の候補の選定も済んでいるもの。
2) 実証事業の内容 (1) 対象実証技術・システムの有効性 ・提案する実証事業が公募目的に照らし適切に設計され、日本の技術・システムの有効性を的確に実証し、同技術・システムの活用が見込まれること。	① 相手国の市場分析、競合分析等の上で、実証技術・システムの意義・必要性など、実証要素が明確にされており、その課題解決のために実証事業が位置づけられていること。 ② 相手国で課題となっている技術課題について、日本の優れた技術・システムを活用し、その有効性を的確に実証する内容となっていること。 ③ 相手国において日本の優れた技術・システムの活用が見込まれ、提案された技術のスペックや効果、開発状況、導入を検討している国／地域のニーズや現状、競合技術に対する競争力等について、明確に説明されていること。 ④ 当該技術が、将来的に我が国にも逆輸入し得るポテンシャルを有すること。
(2) 実証事業の全体計画、相手国の協力体制、実施スケジュール ・相手国関係機関の体制整備、実証事業の実施方法・スケジュール等実証事業の全体計画が適切に検討され、提案する実証事業が円滑に推進できること。 ・事業戦略上、実施時期が適当であること。	① 実証事業計画が適切に検討されており、実施方法（事業実施上の許認可取得等を含む。）及び実施スケジュールが実現可能であること。 ② 相手国政府及び相手国企業等との協業で、実証事業を円滑に推進する実施体制が構築されていること。 ③ 相手国側による実施内容及び必要資金の調達等に問題がないこと。 ④ 本実証事業の実施時期が、事業戦略上、適当であること（実施時期について、直ちに実施することが有効な事業であること）。

(3) 政策連携・制度整備 ・相手国において当該技術・システムに関連する政策との連携や制度整備支援を日本政府と協力して取り組むことで、日本の低炭素技術・システムの普及拡大が期待できること。	① 当該技術・システムの相手国での普及に際し適正な事業環境が整うために、関連する制度、規制及び規格等を整備する必要性が認められること。もしくは、当該制度等が既に存在しており、適正な事業環境を整えるために活用できること。 ② 新たに整備する場合は、必要となる制度や規制、規格等に合理性があり、実現可能であると考えられること。単なる規制緩和や相手国からの助成の実現を期待するものではないこと。 ③ 実証事業と並行して関連政策との連携や制度整備支援を日本政府と協力して取り組むことで、日本の低炭素技術・システムの普及拡大が期待できること。
(4) 温室効果ガス排出削減効果・削減量の定量化 ・対象とする技術・システムによる温室効果ガス排出削減量が定量化でき、実証事業及び普及による排出削減効果が大きいこと。	① 実証事業及び普及期間による排出削減効果が大きいこと。 ② 本事業実施による温室効果ガス排出削減量を定量化する手法の開発に係る合理的な検討が行われていること。 ③ ②の検討に基づき、実証事業期間中に定量化手法が開発できること。 ④ ③の手法に基づき、実証事業における排出削減効果の定量化とともに J C Mプロジェクトとしての案件形成ができること。
(5) 委託事業者の事業遂行能力・実施体制 ・当該技術・システムの関連分野に関する専門的知見及び実績を有しており、実証事業に必要な実施体制が適切に構築されていること。	① 実証事業実施に必要な専門的知見を有しており、かつ活用できる体制となっていること。 ② 提案者自身が実証事業を実施するために必要な体制を相手国で構築し、人員を確保できていること。 ③ 共同提案の場合は担当者毎の役割分担が明確となっていること。 ④ 実証後の事業実施に必要な知見を有し、関連分野での事業経験があること。 ⑤ 企業の短期・中長期の経営計画上、明確に位置付けられ、また、事業化に向けた経営層の明確なコミットメント、アドバイザーの活用等の体制があり、実証事業の成果を高めるために効果的な工夫がみられること。
(6) 波及効果 ・実証事業の実施により、対象国／地域、その他周辺国等への波及効果が期待できること。	① 実証事業を実施し、またその後普及することで、対象国／地域、その他周辺国における温室効果ガス排出削減対策に資する施策・取組など各種課題解決への貢献又は波及効果が期待できること。 ② 実証事業の対象国／地域、その他周辺国等において、地球温暖化対策に資する新たな市場の創出及び需要の獲得が期待できること。

3) 実証事業の普及可能性 (1) 事業戦略	① 市場分析 ・ 目指す市場が明確に定義されているか。(顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしているか。) ・ 外部環境要因(政治、経済、社会、技術)も考慮した市場分析(規模、成長性、価格推移など)が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。 ・ 不透明な外部環境の状況(原料調達価格の下落や補助金の確保等)を前提にしないと実用化シナリオが成り立たないということはないか。 ② 競合分析 ・ 対象国/地域における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。 ・ 競合分析結果を踏まえて、自社の戦略(ターゲット、マーケティング手法、標準化など)の検討がなされているか。 ③ 事業体制 ・ 供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築しているか。 ・ いつまでに何をするのか(例:営業体制、人員増強、新製品導入計画など)という実行計画が明確になっているか。 ・ 関係機関(国・州政府など)との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっているか。 ④ 成果普及時のリスク管理 ・ 当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。 ・ 主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。 ⑤ 資金調達 ・ 総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っているか。 ・ 行政などから補助金等が不可欠な場合は、普及期間において、その受領見込みが立っているか。 ・ 仮に行政などからの補助金を活用する場合、その後の普及期間においては過度に補助金等に依存する事業計画となっていないか。
--------------------------------------	--

(2) 事業収益性	① 供給者（収益性） ・ 想定事業年度において明確な事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されているか。 ・ 投資が必要な場合は、十分な回収見込みがあるか。投資が不要な場合は、十分な営業利益率が確保できる見込みか。 ② 供給者（営業利益） ・ 実証事業におけるNEDO負担額以上の利益が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。 ③ 需要者（収益性） ・ 需要者にとって十分な事業採算性（＝投資回収）が見込めるか。
4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	① 女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）であるか。

※平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

< 契約・助成審査委員会の選考基準 >

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

1) 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- ① 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
- ② 開発等の方法、内容等が優れていること。
- ③ 開発等の経済性が優れていること。

2) 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

- ① 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
- ② 当該開発等の行う体制が整っていること。
（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
- ③ 当該開発等に必要な設備を有していること。
- ④ 経営基盤が確立していること。
- ⑤ 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- ⑥ 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考にあたってNEDOは、以下の点を考慮します。

- ① 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- ② 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- ③ 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- ④ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

<事業化評価委員会の審査基準>（予定）

実証前調査終了後に実施される事業化評価では、外部有識者による事業化評価委員会と、NEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査を行います。外部有識者による審査基準は以下を予定していますが、今後変更の可能性があります。変更の場合は、事業化評価前に改めて審査基準を提示します。

審査項目	審査ポイント
1) 要件審査 ・ 提出書類 ・ 対象国／地域 ・ 提案者の財務状況 ・ 採択条件	① 提出書類に不備がないこと。 ② 実証事業の実施地域の外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）が原則レベル1を超えない地域であること（複数地域で実証事業を行う場合は、主要な実証事業の実施地域の外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）が原則レベル1を超えない地域であること）。 ③ 実証の遂行及び実証後の普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有していること。 ④ 採択時に附した条件への対応が適切に行われていること（委託事業者の対応内容の実施計画書等への記載の有無については、NEDOにて確認し、委託事業者の対応内容の妥当性については、事業化評価委員会にて審議・判断することとする）。
2) 実証事業の内容 (1) 公的資金の必要性及び事業手法の適切性	① 当該事業は、民間企業のみでは実現が難しいものであるか、又は公共性が高いことにより公的資金による実施の必要性があるか。 ② 当該事業の実施にあたり、他の手法（日本への招聘、技術者の派遣等）と比較して、対象国／地域における実証という手法が適切であるか。

(2) 対象技術の妥当性	① 日本の優れた技術スペックや効果、開発・販売状況等について具体的な説明ができていますか。 ② 実証技術は、導入を検討している国・地域のニーズや現状を踏まえたものであり、また競合技術・代替技術に対して市場競争力を持つ可能性が高いものか。 ③ 対象技術・システムは、対象国／地域において新規性があり、技術的実証要素が明確かつ妥当か。 ④ 当該技術が、将来的に我が国にも逆輸入し得るポテンシャルを有するか。
(3) 実証事業の成果目標の具体性及び妥当性	① 実証事業の実施によって達成を目指す技術的目標が設定され、その根拠は明確か。 ② 設定された目標は、国内外の技術動向及び市場動向、対象国／地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえたものになっているか。
(4) 温室効果ガス削減効果・定量化手法等の具体性及び妥当性	① 実証事業及び普及期間による排出削減効果が大きいのか。 ② 実証する技術・システムに対する定量化手法の開発に係る合理的な検討が行われているか。 ③ （JCMパートナー国の場合）実証事業のJCMプロジェクト化が見込まれるか。
(5) 実証事業の全体計画（実証事業計画）の妥当性	① 想定している実証サイトは適切か。 ② 具体的かつ実現可能な実証事業計画（スケジュール・予算額を含む）となっているか。 ③ 当該実証事業の実施に必要な最低限の構成要素（設備・システム等）となっており、かつその基本設計が完了しているか。 ④ 相手国政府との政策連携・制度整備により、対象技術の普及拡大が期待できるか。 ⑤ 日本及び対象国／地域において、当該事業の実施に必要な体制（技術者、設備等含む）が確立されているか。 ⑥ 日本及び対象国／地域との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っているか。 ⑦ 本実証事業の実施時期が、事業戦略上、適当であること（実施時期について、直ちに実施することが有効な事業であるか）。
(6) 実証事業を実施する上で必要な手続きの網羅性	① 実証事業を実施するうえで確認や取得が必要となる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて、具体的な対応状況及び方針に関する記載があるか（取得等の目途含む）。
(7) 実証事業実施中のリスク管理の妥当性	① 当該実証事業の実施に悪影響を与え得る不確定要素（リスク）を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。

(8) 波及効果	① 実証事業を実施し、またその後普及することで、対象国／地域、その他周辺国における温室効果ガス排出削減対策に資する施策・取組など各種課題解決への貢献又は波及効果が期待できるか。 ② 実証事業の対象国／地域、その他周辺国等において、地球温暖化対策に資する新たな市場の創出や新たな需要の獲得が期待できるか。
3) 実証事業の普及可能性 (1) 事業戦略	① 市場分析 ・ 目指す市場が明確に定義されているか。(顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしているか。) ・ 外部環境要因(政治、経済、社会、技術)も考慮した市場分析(規模、成長性、価格推移など)が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。 ・ 不透明な外部環境の状況(原料調達価格の下落や補助金の確保等)を前提にしないと実用化シナリオが成り立たないということはないか。 ② 競合分析 ・ 対象国／地域における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。 ・ 競合分析結果を踏まえて、自社の戦略(ターゲット、マーケティング手法、標準化など)の検討がなされているか。 ③ 事業体制 ・ 供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築しているか。 ・ いつまでに何をするのか(例:営業体制、人員増強、新製品導入計画など)という実行計画が明確になっているか。 ・ 関係機関(国・州政府など)との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっているか。 ④ 成果普及時のリスク管理 ・ 当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。 ・ 主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。 ⑤ 資金調達 ・ 総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っているか。 ・ 行政などから補助金等が不可欠な場合は、普及期間において、その受領見込みが立っているか。 ・ 仮に行政などからの補助金を活用する場合は、普及期間において、過度に補助金等に依存する事業計画となっていないか。

(2) 事業収益性	① 供給者（収益性） ・ 想定事業年度において明確な事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されているか。 ・ また、投資が必要な場合は、十分な回収見込みがあるか。投資が不要な場合は、十分な営業利益率が確保できる見込みか。 ② 供給者（営業利益） ・ 実証事業におけるNEDO負担額以上の利益が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。 ③ 需要者（収益性） ・ 需要者にとって十分な事業採算性（＝投資回収）が見込めるか。
-----------	---

(3) 委託先の公表及び通知について

1) 採択までのスケジュール

公募開始から採択までのスケジュールは、以下を予定しています。

2022年

- 3月22日（火）： 公募開始
- 5月10日（火）正午： 公募締め切り
- 6月下旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）
- 7月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会
- 7月中旬（予定）： 採否決定及び通知、公表（プレスリリース）
- 8月ごろ（予定）： 契約

2) 採択結果の公表等について

採択した案件（実施者名、事業名等）は、NEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

3) 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公表します。

4) 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

5) その他

NEDOと委託先との実証前調査に係る「調査委託契約締結」に当たり、当該調査の実施計画書を提出していただきます。調査内容・調査工程・調査費用は、採択後委託先と協議の上、変更することがあります。

なお、実施計画書と提案書の内容に著しい不整合があった場合は、採択を取り消すことがあります。

ます。

また、十分な調査期間を確保するため、調査委託契約締結手続については採択通知から概ね2ヶ月以内に完了するよう取り進めることとなりますので御留意ください。

7. 留意事項

(1) 基本計画の有効期間

2022年3月現在、本事業の基本計画の有効期間は2022年度末までであり、2023年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

(2) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款及び実証事業委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
 - 実証前調査 6. 調査委託契約標準契約書（約款、様式及び別表）
 - 実証事業 5. 実証事業委託契約標準契約書（約款、様式及び別表）
 - 定量化フォローアップ事業 6. 調査委託契約標準契約書（約款、様式及び別表）
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(3) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(4) 事業実施途中における実施体制の変更について

実証事業の実施体制は、実証前調査の提案時に提示されたものを原則とします。提案内容の主たる部分について、途中で新たな委託事業者を加えることは認められません。実証事業段階で新たに事業者等を体制に追加することを提案時点で想定している場合は、その旨を実証前調査の提案書に明記してください。

(5) NEDOと委託事業者の役割分担について

NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供及び相手国政府等とのMOUの締結等を行います。委託事業者は、事業の具体的な方法、手

段、手順（相手国企業との調整及びP Aの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

（６） 相手国政府機関等との間のMOU及び相手国企業等とのP Aの締結について

N E D Oと相手国政府機関等との間でMOUを締結し、委託事業者と相手国企業等との間でP Aを締結することが、実証事業を開始するための条件となります。どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証事業へ進むことが決まっても、実証事業を開始することはできません。

N E D Oは、相手国政府機関等（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めますが、相手国政府機関等に起因するMOUの締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任を負いませんので御了承ください。

なお、P A締結は実証事業の実施が決定した後となりますので、外部有識者及びN E D Oが行う事業化評価の通過がP Aの締結及び実証事業の実施の前提である旨を相手国企業等に理解いただくよう注意してください。また、N E D Oが相手国政府機関等と締結するMOUと整合を取るために、相手国企業等に提示する前にP A原案をN E D Oへ共有していただきます。

（７） 事業化評価資料、事業化評価による実施内容の見直しや中止

N E D Oが指定する期日までに、外部有識者及びN E D Oが行う事業化評価に必要な資料をN E D Oに提出していただきます。事業化評価に必要な資料は、６．委託先の選定の「事業化評価委員会の審査基準」の項目に沿って作成していただく予定です。本公募で採択された委託事業者に別途提示します。

なお、外部有識者及びN E D Oによる事業化評価により、事業途中段階にて実施内容の見直しや事業を中止する場合があります。

（８） 実証事業における機器・システムの発注・製造について

委託事業者は、実証事業において機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋がりにくいリスクとその対応状況について確認を行い、機器の発注・製造への着手についてN E D Oの了解を得る必要があります。

（９） 実証事業で取得する資産の取扱いについて

委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が５０万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が１年以上の資産については、N E D Oに所有権が帰属します。委託期間終了後は、約款に基づき、N E D Oから委託事業者へ有償譲渡されますが、有償譲渡以外の方法（例：相手国政府等への無償譲渡）を検討する場合は、別途N E D Oと協議を行います。

なお、実証終了後に資産を廃棄する場合には、資産の廃棄に係る費用は原則として委託事業者の負担とします。

(10) JCM制度に係る手続きについて

JCM制度を活用する際には、その一連の手続きについて、合同委員会が公表する各種規則、ガイドライン類、文書フォーマット等に従い、実施して下さい。委託事業者は本委託事業期間中に生じたGHG削減量分のクレジットについては、今後の制度設計に応じて発行申請を行っていただきます。また、実証事業終了後のプロジェクトについても、可能な限りクレジットの発行申請を行ってください。

(11) 事後評価及び追跡調査の実施について

NEDOは、「民間主導による低炭素技術普及促進事業」の基本計画及び実施方針で規定する実証事業の実施期間の終了後に、事後評価及び事業化の状況等の追跡調査（原則5年後までの状況を調査（6年間の調査））を実施していますので、委託事業者は関連する資料の作成や委員会への出席、調査への回答などにつきNEDOに協力していただきます。ただし、事後評価については、NEDOが認めた場合に、実証事業の実施期間中に行うことができます。なお、これらに必要な費用は、実証事業の委託期間終了後は委託事業者にて負担することになります。（「実証事業委託業務事後評価等に係る特別約款」をご参照ください。）

(12) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添9-1及び9-2）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認票を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(13) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

（１４） 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(*1)」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達(*2)」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(*1) 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(*2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatsu_index.html

1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(15) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針(*3)」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達(*4)」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(*3)研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(*4)研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii より一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合

があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

（16）国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

（17）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制(*)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(*)我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に(a)炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と(b)リスト

規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

③ 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので御留意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、同省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記を御覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

（１８）重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の内容と判断された場合、採択は行いません。

（１９）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。

8. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を以下の日程によりオンラインにて開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席を希望する場合は、2022年3月23日（水）までに以下の参加申込 URL からご登録ください。

【オンライン開催】

日時：2022年3月25日（金）13時30分～14時30分

参加申込 URL：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/qfw5izq4zp4h>

登録期限：2022年3月23日（水）正午

アクセス方法・当日資料は、ご登録いただいた方に別途メールにて2022年3月24日（木）午後までに連絡いたします。

9. 問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部地球環境対策推進室

担当者：小菅、坂田、永野、高橋

TEL：044-520-5185

E-mail：askjcm@ml.nedo.go.jp

※在宅勤務が主のため、原則E-mailにてお問い合わせください。

※休日・祝日にお問い合わせいただいた事項は、営業日に返答させていただきます。

10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

関連資料

基本計画

2022年度実施方針

公募要領（本紙）

仕様書（ひな形）

別添1：提出書類チェックリスト

別添2：提案書要約

別添3：提案書

別添4：実証事業積算内訳

別添5：リスク管理シート（様式は9. にお問い合わせください。）

別添 6：経済性評価関連資料

別添 7：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 8：Study Summary

別添 9－1・9－2：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン

契約にかかる情報の公表について

基本契約書ひな型（定量化フォローアップ事業あり）

基本契約書ひな型（定量化フォローアップ事業なし）

実証事業委託業務事後評価等に係る特別約款

以 上